

○岡山市暴力団排除基本条例

平成24年3月26日

市条例第3号

改正 平成24年12月19日市条例第64号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金源獲得活動によって、市民及び事業者に多大な脅威を与えていたる現状に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策の方針を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で安心な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 関係団体 法第32条の3第1項の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、本市、市民及び事業者の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持たないこと。
- (2) 本市、国、県及び関係団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めること。

（市民及び事業者に対する情報提供）

第6条 本市は、市民及び事業者が相互の連携及び協力を図って暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対して必要な情報の提供を行うものとする。

（不当要求行為に対する措置）

第7条 本市は、暴力団及び暴力団員から本市の職員に対して不当要求行為があった場合には、これを拒否する等の毅然とした対応をするとともに、職員個人ではなく、全庁を挙げた組織対応を原則とする。

2 本市は、前項の組織対応のために、必要な組織及び事務執行の体制の整備を図るものとする。

（公の施設からの排除）

第8条 本市は、暴力団を利すこととならないようにするために、暴力団に対する本市の管理する公の施設の利用の制限について、必要な施策を講ずるものとする。

（暴力団威力利用等の排除）

第9条 本市は、暴力団の地域からの排除を図るため、市民又は事業者が暴力団の威力を利用する等の社会的害悪をもたらす行為について、必要な規制を行うものとする。

（財政的援助の制限）

第10条 本市は、暴力団の活動における資金源となならないようにするために、暴力団及び暴力団員に対する補助金等の交付、資金の貸与等の財政的援助について、必要な制限を設けるものとする。

（本市の事務事業からの排除）

第11条 本市は、暴力団を利すこととならないようにするため、公共工事その他の本市の事務又は事業（以下この条において「事務事業」という。）の実施に関して、暴力団及び暴力団員を入札に参加させない等の必要な施策を講ずるものとする。

2 本市は、暴力団を利すこととならないようにするため、事務事業に係る契約の相手方に対し、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団及び暴力団員を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（学校における施策）

第12条 本市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）に在学する児童及び生徒が暴力団に加入し、及び暴力団員による犯罪の被害を受けることがないよう、その指導又は教育活動について、必要な施策を講ずるものとする。

（その他の施策）

第13条 本市は、第6条から前条までに規定する施策に加え、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

（関係団体との連携）

第14条 本市は、第6条から前条までに規定する施策を推進するに当たって、その施策が実効性のあるものとするため、公安委員会及び関係団体との連携及び協力を行うものとする。

（施策実施状況の公表）

第15条 市長は、必要に応じて、暴力団排除のための施策の実施状況について、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。